

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月8日

【計算期間】 第18期（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

【ファンド名】 日興 フィデリティ・グローバル・セレクション -  
ジャパン・アドバンテージ・ファンド  
(Fidelity Nikko Global Selection - Japan Advantage Fund)

【発行者名】 F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エ  
ス・エイ  
(FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 クリストファー・ブリーリー  
(Christopher Brealey)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1246、アルバート・  
ボルシェット通り 2 a  
(2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, Grand Duchy of  
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽  
弁護士 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注）この有価証券報告書の訂正報告書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第7条第3項の規定により、2020年10月30日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされます。

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

投資対象、投資リスクおよびマスター・ファンドの投資方針に、本ファンドの設立国であるルクセンブルグにおいて金融業セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則 ( E U ) No.2019 / 2088が新たに施行されたことに伴う変更がありましたので、2020年10月30日に提出した有価証券報告書 ( みなし有価証券届出書 ) ( 2021年 1 月29日付半期報告書 ( みなし有価証券届出書の訂正届出書 ) により訂正済 ) の関係情報を訂正するため、本訂正報告書を提出するものです。

## 2 【訂正の内容】

(注) \_\_\_\_\_ の部分は訂正部分を示します。

[次へ](#)

## 表紙

## &lt; 訂正前 &gt;

提出書類 有価証券報告書  
（中略）  
代理人の住所又は所在地 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
（中略）  
連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
（後略）

## &lt; 訂正後 &gt;

提出書類 有価証券報告書  
（中略）  
代理人の住所又は所在地 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業  
（中略）  
連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業  
（後略）

## 有価証券報告書

## 第一部 ファンド情報

## 第1 ファンドの状況

## 2 投資方針

## (2) 投資対象

## &lt; 訂正前 &gt;

(前略)

運用の基本方針	主として日本の証券取引所に上場（これに準ずるものを含む。）されている日本株式の中で、フィデリティ（注）が割安な状態にあると判断する企業に投資を行う。
主要な投資対象	日本の証券取引所に上場（これに準ずるものを含む。）されている日本株式の中で、フィデリティが割安な状態にあると判断する株式

(後略)

## &lt; 訂正後 &gt;

(前略)

運用の基本方針	<p>主として日本の証券取引所に上場（これに準ずるものを含む。）されている日本株式の中で、フィデリティ（注）が割安な状態にあると判断する企業に投資を行う。</p> <p>マスター・ファンドはアクティブに運用されている。投資運用会社は、マスター・ファンドの投資証券を選定する際、リスク・モニタリングを目的として、TOPIXトータル・リターン・インデックス（TOPIX Total Return Index）（以下「参考指標」という。）を指標とするが、これは参考指標の構成銘柄が、マスター・ファンドが投資を行う企業の種類を代表しているためである。マスター・ファンドのパフォーマンスは、参考指標に対応させて評価することができる。</p> <p>投資運用会社は、参考指標について広範な裁量権を有する。マスター・ファンドは、参考指標の構成要素である資産を保有するが、他方で同社は投資機会を活用するため、参考指標には含まれず、かつ、参考指標とは加重平均の異なる企業、国またはセクターに投資を行うことがある。マスター・ファンドのパフォーマンスは、長期的には参考指標と相違するが、短期的には市況に応じて参考指標に近接することがある。</p>
主要な投資対象	日本の証券取引所に上場（これに準ずるものを含む。）されている日本株式の中で、フィデリティが割安な状態にあると判断する株式

（後略）

### 3 投資リスク

#### a. リスク要因

##### （八）投資の重点 / 投資スタイルに関連するリスク

&lt; 訂正前 &gt;

（前略）

#### 新興市場

フィデリティ・ファンズの一部のファンドは、新興市場の証券に一部またはすべての投資を行うことがある。かかる証券の価格は、より発達した市場における投資には通常付随しない高いリスクおよび特別な要因により、より発達した市場の証券と比べて値動きが激しく、かつ / または流動性が低いことがある。このような価格の変動性および流動性の欠如は、政治的および経済的な不確実性、法的リスクおよび税務リスク、決済リスク、証券の譲渡、保管リスクおよび通貨 / 通貨管理といった要因に起因していることがある。一部の新興市場国の経済は、世界の商品価格および / または変動しやすいインフレ率の影響を受けやすい場合がある。その他の新興市場国は、特に経済状況に対して脆弱である。これらのリスクの理解および管理には注意が払われるものの、これらの市場への投資に付随するリスクを最終的に負担するのは、当該フィデリティ・ファンズのファンドである。

#### ロシア

（後略）

&lt; 訂正後 &gt;

（前略）

#### 新興市場

フィデリティ・ファンズの一部のファンドは、新興市場の証券に一部またはすべての投資を行うことがある。かかる証券の価格は、より発達した市場における投資には通常付随しない高いリスクおよび特別な要因により、より発達した市場の証券と比べて値動きが激しく、かつ / または流動性が低いことがある。このような価格の変動性および流動性の欠如は、政治的および経済的な不確実性、法的リスクおよび税務リスク、決済リスク、証券の譲渡、保管リスクおよび通貨 / 通貨管理と

いった要因に起因していることがある。一部の新興市場国の経済は、世界の商品価格および/または変動しやすいインフレ率の影響を受けやすい場合がある。その他の新興市場国は、特に経済状況に対して脆弱である。これらのリスクの理解および管理には注意が払われるものの、これらの市場への投資に付随するリスクを最終的に負担するのは、当該フィデリティ・ファンズのファンドである。

世界の新興市場における投資は、広範囲にわたるサステナビリティ・リスクを伴う。ガバナンス・リスクは、成熟度または企業存続の欠如を貢献要因の一つとして、開発途上国においてより顕著であることがある。その他のリスクには、取締役会の構成および効率性、経営陣のインセンティブ、経営品質ならびに投資主との経営管理の連携が含まれる。新興市場におけるガバナンス・リスクは、先進国市場と比べて高いリスクがあることがある。通常、所有権の構造には、国家の支配権または個人もしくは家族の支配権が含まれる。また、株式の構造は、無議決権株式の少数株主が講じることができる措置が制限されることで、より複雑となることがある他、関連当事者は政治的リスクを引き起こし、それらが広範囲に及ぶことがある。

新興市場においては商品関連の業務活動がより一般的であることから、採取産業においては、環境的リスクおよび社会的リスクが高まることがある。かかるリスクは、とりわけ企業の気候変動の緩和および適応に関する能力に連動することがあり、新興市場企業は、炭素価格の上昇、水不足の悪化(すなわち水の価格の高騰)、廃棄物管理問題ならびにグローバルおよびローカルなエコシステムに対する潜在的な悪影響に直面する。社会的リスクには、製品の安全性、サプライチェーン管理ならびに労働基準、安全衛生および人権、従業員福祉、データおよびプライバシーについての懸念ならびに技術上の規制の強化および多様性が含まれるがこれらに限定されず、新興市場における潜在的な問題によりさらされている。

新興市場におけるソブリン債の発行体にとって、サステナビリティ・リスクは、腐敗・汚職のリスクの増加、言論の自由の制限および商品関連セクターの発展への高い依存性を通じて、政情不安が高まること、規制体制の健全性が弱まることおよび法の支配力が弱体化すること等に起因して、債券の発行体の信用格付を左右することがある。

これらのリスクを効率的に管理できない場合、財務上の業績は悪化し、社会および環境に対して悪影響が生じることがある。

ロシア

(後略)

## (へ) 追加的なリスク

<訂正前>

(前略)

### サステナブル投資

サステナブル・ファンドは、有価証券のサステナブル活動の状況への評価を形成するため、内部調査チームにより提供され、外部のESGスコア提供者により補完されるESG基準を用いる。投資運用会社が、サステナブル活動を行う企業の有価証券に重点を置くことは、フィデリティ・ファンズのサステナブル・ファンドの投資実績に影響を及ぼす可能性があり、場合によって、重点を置かない同種の商品と比べて不利なリターンを生み出すことがある。サステナブル・ファンドの投資方針にサステナブル活動の状況が用いられていることにより、サステナブル・ファンドは、購入すれば有利であったであろう有価証券の購入機会を逸失し、および/またはサステナブル活動の状況に起因して売却が不利である可能性がある有価証券を売却する結果を招くことがある。このように、サステナブル・ファンドは、ESG基準を用いることで、投資対象を予想される価格および時期に取得または処分する能力を制限されることがあり、その結果、かかるサステナブル・ファンドは損失を被ることがある。また、サステナブル・ファンドが保有する有価証券は、投資を行った後、スタイル・ドリフトの影響を受け、サステナブル・ファンドのESG基準を遵守できないことがある。投資運用会社は、その処分が不利となる可能性がある有価証券を処分する必要性が生じることがある。これにより、サステナブル・ファンドの価格は下落することがある。ま

た、ESG基準の採用により、サステナブル・ファンドは、投資がESGに重点を置いた企業に集中することがあり、その価格は、より分散された投資ポートフォリオを有するファンドと比較して変動性が高いことがある。サステナブル・ファンドが行う投資について、サステナブル特性を評価するために共通に合意された原則および基準が依然として存在しないため、ESG評価方法に関する分類の規格化が十分に行われておらず、ESG基準を適用する方法は、各サステナブル・ファンドによって異なることがある。サステナブル活動の状況に基づき有価証券を評価するに際して、投資運用会社は、不完全、不正確または入手不可能であることがある内部調査チームにより提供され、外部のESG評価提供者により補完される情報およびデータソースに依拠する。結果として、投資運用会社が有価証券または発行体を不正確に評価するリスクがある。有価証券のサステナブル活動の状況への評価およびかかる有価証券の選定は、投資運用会社の主観的な判断を伴うことがある。その結果、該当するサステナブル活動の状況が正確に適用されないリスクまたはサステナブル・ファンドにより適用されるサステナブル活動の状況を充足しない発行体に間接的なエクスポージャーを、かかるサステナブル・ファンドが有するリスクがある。サステナブル・ファンドにより保有される有価証券のサステナブル活動の状況が変更された結果、投資運用会社が有価証券を売却せざるをえなくなった場合、サステナブル・ファンド、管理会社または投資運用会社のいずれも、かかる変更に関する債務を引き受けない。このようなサステナブル活動の状況の公平性、正確性または完全性については、表明も保証もされていない。有価証券のサステナブル活動の状況は、時間の経過とともに変化する可能性がある。

#### 収益性証券

(中略)

低ボラティリティ戦略および目標ボラティリティ戦略に付随するリスク

一部のフィデリティ・ファンズのファンドは、フィデリティ・ファンズのファンドの長期平均年間ボラティリティを、その投資目的において公表している範囲内に収めることまたは市場リファレンスを下回る全般的なフィデリティ・ファンズのファンドのボラティリティ特性を維持することを追求する。モデルが長期にわたって達成する実際の年間ボラティリティが、その制限内に留まる保証はないため、純資産価額の実際のボラティリティが目標範囲を超過するリスクがあり、これにより、投資者はその資産を償還する際、損失を被ることがある。フィデリティ・ファンズのファンドは、ボラティリティを目標範囲内に収めるか、低ボラティリティ・レベルを目標とする一方で、ボラティリティ・モデルは成長とボラティリティのバランスをとることを目的としているため、上昇する市況のアップサイドを全面的に享受することができないリスクがある。これらの戦略の下では、いかなる条件下または市況においても望まれる結果が得られないことに留意する必要がある。

\_\_その他集団投資スキーム / ファンドへの投資に伴うリスク

(後略)

<訂正後>

(前略)

サステナブル投資

(a) 投資運用会社は、フィデリティ・ファンズのリターンにはサステナビリティ・リスクが伴うものと考えている。

サステナビリティ・リスクの特定および想定されるその影響は、該当するポートフォリオの保有高について見られる。個々の企業に関連する投資(債券、株式など)において、この評価は、アナリスト、ポートフォリオ・マネージャーおよびESGチームとの定期的な対話と相俟って、企業のセクター別の分類およびそのビジネスモデル(建設会社による炭素排出、金融会社の企業倫理など)に基づき行われる。ファンドがマスター・ファンドの保有高におけるエクスポージャーを直接保有していない場合、この評価は、ファンドレベル(投資戦略にESGを取り入れる可能性がある場合(例えば、これにより、広範な市場指数に追随するパッシブなファンドは除外される。))で、また、可能な場合にはマスター・ファンドの保有高を分析する方法の双方で行われ、これにより潜在的なサステナビリティ・リスクのエクスポージャーへの理解が深まる。

かかるアプローチは、サステナビリティ・リスクの具現化後の財務上のリターンへの潜在的なインパクトを把握するため、実質評価の全面的な導入を可能にする。特定されるサステナビリティ・リスクおよび想定されるその影響は、本「リスク要因」の項の該当するリスク警告に記載されている。

これらのリスクを効率的に管理できない場合、財務上の業績は悪化することとなる。一部のリスクは各セクターおよびビジネスモデルによって具現する態様が異なり、企業は、供給業者および顧客を含むバリューチェーン全体にわたってリスクにさらされることがある。

サステナビリティ・リスクの具現化は、サステイナブル・リスクの事象であると考えられる。こうした事象の場合、ファンドのリターンは、( )かかる事象の発生後、影響を受けた投資対象の直接的な損失 ( 影響が即時または段階的であるかを問わない。 ) または ( ) かかる事象の発生後、投資運用会社が関連性があるとみなしたファンドについて、サステイナブルな特色を維持するためのポートフォリオの分散見直しにより発生する損失に起因して、影響を被ることがある。

( b ) 上記 ( a ) に加えて、本項は、金融業セクターのサステナビリティ関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則 ( E U ) No.2019 / 2088 ( 以下「 S F D R 」という。 ) 第 8 条の開示要件の対象であり、有価証券のサステイナブル活動の状況への評価を形成するため、内部調査チームにより提供され、外部のESG評価提供者により補完されるESG ( 下記に定義される。 ) 基準を用いるファンドに該当する。投資運用会社が、サステイナブルな特色を維持する発行体の有価証券に重点を置くことは、フィデリティ・ファンズの投資実績に影響を及ぼす可能性があり、場合によって、重点を置かない同種のファンドと比べて不利なリターンを生み出すことがある。ファンドの投資方針にサステイナブル活動の状況が用いられていることにより、ファンドは、購入すれば有利であったであろう有価証券の購入機会を逸失し、および / またはサステイナブルな特色に起因して売却が不利である可能性がある有価証券を売却する結果を招くことがある。短期的には、サステイナブルな特色を維持する企業の有価証券に重点を置くことは、重点を置かない同種のファンドと比べて、フィデリティ・ファンズの投資実績に良好な影響または不利な影響を及ぼすことがある。長期的には、フィデリティ・ファンズは、このような重点を置くことで良好な影響が及ぼされるものと予想しているが、その保証はない。しかしながら、ファンドは、ESG基準を用いることで、投資対象を予想される価格および時期に取得または処分する能力を制限されることがあり、その結果、かかるファンドは損失を被ることがある。また、有価証券のESG関連の特色は、時間の経過とともに変化する可能性があり、投資運用会社は、その処分が財務上の観点からのみ不利となる可能性がある有価証券を処分する必要性が生じることがある。これにより、ファンドの価格は下落することがある。また、ESG基準の採用により、ファンドは、より分散された投資ポートフォリオを有するファンドと比較して、投資がESGに重点を置いた企業に集中することがある。

ファンドが行う投資について、サステイナブル特性を評価するために共通に合意された原則および基準が依然として存在しないため、ESG評価方法に関する分類の規格化が十分に行われておらず、ESG基準を適用する方法は、各ファンドによって異なることがある。サステイナブル活動の状況に基づき有価証券を評価するに際して、投資運用会社は、不完全、不正確または入手不可能であることがある内部調査チームにより提供され、外部のESG評価提供者により補完される情報およびデータソースに依拠する。結果として、投資運用会社が有価証券または発行体を不正確に評価するリスクがある。有価証券のサステイナブル活動の状況への評価およびかかる有価証券の選定は、投資運用会社の主観的な判断を伴うことがある。その結果、該当するサステイナブル活動の状況が正確に適用されないリスクまたはファンドにより適用されるサステイナブル活動の状況を充足しない発行体に間接的なエクスポージャーを、かかるファンドが有するリスクがある。ファンドにより保有される有価証券のサステイナブル活動の状況が変更された結果、投資運用会社が有価証券を売却せざるをえなくなった場合、ファンド、管理会社または投資運用会社のいずれも、かかる変更に関する債務を引き受けない。このようなサステイナブル活動の状況の公平性、正確性または完全性については、表明も保証もされていない。有価証券のサステイナブル活動の状況は、時間の経過とともに変化する可能性がある。

さらに、サステナブル評価プロセスの特殊な性質上、すべての該当するサステナビリティ・リスクが斟酌されないリスクまたはサステナビリティ・リスクの具現性が、サステナビリティ・リスクの事象の発生後に変化するリスクがある。

収益性証券

(中略)

低ボラティリティ戦略および目標ボラティリティ戦略に付随するリスク

一部のフィデリティ・ファンズファンドは、フィデリティ・ファンズファンドの長期平均年間ボラティリティを、その投資目的において公表している範囲内に収めることまたは市場リファレンスを下回る全般的なフィデリティ・ファンズファンドのボラティリティ特性を維持することを追求する。モデルが長期にわたって達成する実際の年間ボラティリティが、その制限内に留まる保証はないため、純資産価額の実際のボラティリティが目標範囲を超過するリスクがあり、これにより、投資者はその資産を償還する際、損失を被ることがある。フィデリティ・ファンズファンドは、ボラティリティを目標範囲内に収めるか、低ボラティリティ・レベルを目標とする一方で、ボラティリティ・モデルは成長とボラティリティのバランスをとることを目的としているため、上昇する市況のアップサイドを全面的に享受することができないリスクがある。これらの戦略の下では、いかなる条件下または市況においても望まれる結果が得られないことに留意する必要がある。

市場/セクター固有の追加的なサステナビリティ・リスク

多様化した先進国市場への投資に伴うサステナビリティ・リスク

フィデリティ・ファンズの一部のファンドは、先進国市場の多様な有価証券に一部またはすべての投資を行うことがある。先進国市場における企業は、様々なサステナビリティ・リスクを負う。環境的リスクには、企業の気候変動の緩和および適応に関する能力、炭素価格の上昇の可能性、水不足の悪化および水の価格の高騰の可能性、廃棄物管理問題ならびにグローバルおよびローカルなエコシステムに対する影響が含まれるが、これらに限定されない。社会的リスクには、製品の安全性、サプライチェーン管理ならびに労働基準、安全衛生および人権、従業員福祉、データおよびプライバシーについての懸念ならびに技術上の規制の強化が含まれる。ガバナンス・リスクには、取締役会の構成および効率性、経営陣のインセンティブ、経営品質ならびに投資主との経営管理の連携が含まれる。

これらのリスクを効率的に管理できなかった場合、財務上の業績は悪化し、社会および環境に対して悪影響が生じることがある。

\_\_その他集団投資スキーム/ファンドへの投資に伴うリスク

(後略)

## b. リスクに対する管理体制

<訂正前>

(前略)

管理会社は、各サブ・ファンドに関するリスクの特定、モニタリングおよび測定を可能にするリスク管理プロセスを採用している。当該リスク管理プロセスは、請求に応じて管理会社の登記上の事務所において閲覧することができる。

<訂正後>

(前略)

管理会社は、各サブ・ファンドに関するリスクの特定、モニタリングおよび測定を可能にするリスク管理プロセスを採用している。当該リスク管理プロセスは、請求に応じて管理会社の登記上の事務所において閲覧することができる。

サステナブル投資

(イ) サステナブル投資に対する一般的なアプローチ

フィデリティ・インターナショナルは、別途記載する場合を除き、すべての資産クラスおよびファンドについてサステナビリティ・リスクを考慮する。サステナビリティ・リスクとは、発生し

た場合に投資対象の価値に重大な悪影響を及ぼすか、または及ぼす可能性のある、環境（E）、社会（S）またはガバナンス（G）（以下、総称して「ESG」という。）に関する事象または状況をいう。

サステナビリティ・リスクを組み入れるアプローチは、個々の発行体レベルでのESGリスクの見極めおよび評価を追求する。フィデリティ・インターナショナルの投資チームが考慮することがあるサステナビリティ・リスクには、以下が含まれる（ただし、これらに限定されない。）。

- コーポレート・ガバナンス上の不正行為（取締役会の構成、役員報酬等）
- 株主の権利（取締役の選任、資本金の変更等）
- 規制の変更（温室効果ガスの排出規制、ガバナンス・コード等）
- 物理的な脅威（異常気象、気候変動、水不足等）
- ブランドおよびレピュテーション上の問題（安全衛生に関する実績の不良、サイバーセキュリティ違反等）
- サプライ・チェーン管理（死亡者数の増加、休業労働災害度数率、労働関係等）
- 労働慣行（健康、安全および人権に関する規定の遵守等）

フィデリティ・インターナショナルのポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストは、潜在的投資の財務実績の分析について、ESGリスクを含めた定性的および定量的な非財務（または非ファンダメンタル）分析で補完し、長期的なリスク調整後のリターンを最大化するため、それらが潜在的なもしくは実際の重大なリスクおよび/または機会となる限りにおいて、投資に関する意思決定およびリスクの監視に組み入れる。

投資分析および意思決定へのESGリスクの体系的な組入れは、以下に依拠している。

- 事例研究、発行体に関連する環境・社会・ガバナンスの影響、商品の安全性に関する書類、カスタマーレビュー、企業視察または独自モデルおよび現地調査によるデータ（ただし、これらに限定されない。）を参照する「定性的評価」
- 外部の提供者（MSCIを含むが、これに限定されない。）によるESG格付もしくは主にフィデリティ・サステナビリティ・レーティング（以下に記載する。）を活用して投資運用会社が付与する内部格付、第三者認証もしくは分類に関連するデータ、カーボンフットプリントの評価報告書、またはESG関連の活動により生じた発行体の収益もしくは利益の割合を参照する「定量的評価」

ただし、投資の決定はポートフォリオ・マネージャーに一任されているため、ESGリスクを体系的に考慮するものの、いずれの要素（ESG格付を含む。）もポートフォリオ・マネージャーによる投資を妨げるものではないことに留意すべきである。

フィデリティ・サステナビリティ・レーティングは、個々の発行体を評価するためにフィデリティ・インターナショナルのリサーチ・アナリストが開発した独自の格付制度である。同格付は、部門別の要素および発行体のサステナビリティ性が時間経過とともにどの程度変化するかを予測する評価に基づくトラジェクトリー予測により、発行体をAからEで採点する。これらの格付は、重大なESG問題に関して、ファンダメンタルなボトムアップ・リサーチおよび各発行体の業界に固有の基準を採用したマテリアリティ評価に基づいている（以下「フィデリティ・サステナビリティ・レーティング」という。）。フィデリティ・サステナビリティ・レーティングと該当する外部の第三者機関によるESG格付との間の重大な差異は精査され、投資機会および関連するESGリスクの評価の一環として、フィデリティ・インターナショナルの投資チーム内での分析および議論に寄与する。ESG格付および関連するESGデータは、投資運用会社が運営する集約型リサーチ・プラットフォーム上に保存されている。ESGデータの提供および調達は、進行するサステナビリティ・リスク評価のために適合性、妥当性および有効性を継続的に確保するため、定期的に見直される。

フィデリティ・インターナショナルのマルチアセット・リサーチチームは、ESGの考慮事項が、投資プロセスおよび投資哲学、アナリストの財務分析およびポートフォリオの構成にどの程度組み込まれているかを評価することにより、個々のマネージャーのESGに対するアプローチを理解することを目指している。同チームは、ESGの要素が投資戦略の方針にどのように組み込まれ

ているか、また、独自の格付が使用されている場合には、E S Gに関するリサーチおよびアウトプットが個々の有価証券のウェイトならびに適用されるエンゲージメントおよび排除に関する方針によってどのように裏付けされているかを検討する。同チームは、該当する投資戦略のE S G指標を評価するため、フィデリティ・サステナビリティ・レーティングおよび第三者によるデータを含む幅広いデータソースを調査する。

投資運用会社が、ファンドの資産に関する投資運用業務について、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーまたはF I A Mエルエルシーに再委託した場合、当該再委託先は、サステナビリティ・リスクの見極めおよび評価のため、部門関連のE S G格付の情報をういたファンダメンタル分析の提供に、独自のE S Gチームの専門知識を活用する。部門関連の格付は、マテリアリティ要素、直接的な企業データおよび定量モデルを用いたファンダメンタル分析からのインプットにより現行ベースでE S Gチームによって提供され、また、企業のサステナビリティ報告書、E S Gチームおよび企業エンゲージメントからのインプットにより将来予測ベースでファンダメンタル・アナリストによって提供される。

投資運用会社が、ファンドの資産に関する投資運用業務について、ジオード・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに再委託した場合、当該再委託先は、議決権の代理行使および集団企業エンゲージメント・イニシアチブへの参加を通じて独自のE S Gプログラムを実施し、インデックス手法にE S Gの排他的な基準を組み込んだインデックスに対してパッシブなエクスポージャーを有する保有高または商品にファンドの資産を投資することがある。

<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-policy/>に掲載されているフィデリティ・インターナショナルのサステイナブル投資方針は、被投資対象の発行体に対するフィデリティ・インターナショナルの予想、E S Gの組入れおよび実施、エンゲージメントおよび議決権行使へのアプローチ、投資除外および投資引揚げに関する方針、協働および政策ガバナンスへの重点対応を含む、サステイナブル投資に対するフィデリティ・インターナショナルのアプローチについて詳述している。

サステイナブル投資方針および活動は、フィデリティ・インターナショナルのサステイナブル投資運営委員会（以下「S I O C」という。）が監督する。S I O Cは、サステイナブル投資に関するフィデリティ・インターナショナルの方針および目標の設定、ならびにこれらの方針および目標の実施および達成の監督について責任を負う。同委員会は、管理・サステイナブル投資部門のグローバル責任者を含むフィデリティ・インターナショナルの事業部門の上級役員で構成される。また、S I O Cは、エンゲージメント活動および議決権の代理行使活動を含む、被投資対象の発行体に対するフィデリティ・インターナショナルの所有権の実行、監督および行使について責任を負う。

上記のサステナビリティ・リスクの組入れのための一般的なアプローチは、S F D R第6条の開示要件の対象であるフィデリティ・ファンズ内のすべてのファンド（すなわち、フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ストックス 50®ファンド（Fidelity Funds-Euro STOXX 50® Fund）を除くすべてのファンド）に適用される。フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ストックス 50®ファンドは、同ファンドの投資目的に詳述されるとおり、インデックスの構成およびリターンを可能な限り厳密に追跡することを目標としている。したがって、ファンドが保有する有価証券はインデックスの構成銘柄によって決定され、投資運用会社がこれによる制限を受けるため、投資運用会社は、有価証券を選定するプロセスにおいてサステナビリティ・リスクを組み込んでいない。フィデリティ・インターナショナルのサステイナブル投資方針に詳述されるとおり、責任ある投資に対するフィデリティ・インターナショナルのコミットメントおよびフィデリティ・インターナショナルが担う受託者責任の一環として、フィデリティ・インターナショナルは、投資主として、投資先の企業とともにサステイナブルかつ責任ある企業行動を奨励していく。

S F D R第8条の開示要件（該当するファンドの投資目的の注記に明記される。）に服するファンドは、以下に掲げるより厳格なサステイナブル要件に服する。

(口) S F D R第8条の開示要件に服するファンド

一部のファンドは、その投資目的に規定している場合、特に環境的特色もしくは社会的特色またはこれらの組合せを促進しつつ、投資目的の達成を図ることがある。このアプローチの基準は以下のとおりであり、S F D R 第 8 条の開示要件 (該当するファンドの投資目的の注記に明記される。) に服するすべてのファンドに適用されるが、ただし、フィデリティ・インターナショナルのサステイナブル・ファミリーの一部であるファンドは、フィデリティ・サステイナブル・ファミリーの枠組み (下記 項に記載される。) に服するため、この限りではない。

#### フィデリティ・インターナショナルのサステイナブル投資の枠組み

投資運用会社は、以下の記載または関連する各ファンドの投資目的の規定に従い、各ファンドについて幅広い環境的および社会的特色を継続的に考慮するが、投資運用会社は、より強化された、厳格なサステイナブル活動およびエクスクルージョンを随時実行する裁量を有する。

- ・ ファンドの純資産の50%以上が、サステイナブルな特色を維持しているとみなされる有価証券に投資される。
  - ・ サステイナブル性は、外部機関またはフィデリティ・サステイナブル・レーティングが提供する E S G 評価など、複数の異なる測定結果を組み合わせ、参照することにより定められる。適用される方法に関する詳細は、  
<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/> に記載されており、随時更新される。
- ・ 基準に基づく選別の対象には、投資運用会社が、一般に認められた国際的な基準 (国連グローバル・コンパクトにおいて定められたものを含む。) を遵守して事業を営むことができていないとみなす発行体が含まれる。
- ・ 投資運用会社が運用するすべてのファンドは、全社的に適用するエクスクルージョン・リスト (クラスター兵器および対人地雷を含むが、これらに限定されない。) に服する。
- ・ 投資運用のプロセスを通じて、投資運用会社は、投資対象企業がグッド・ガバナンス慣行に確実に従うことを確保する。

#### ファンドのフィデリティ・サステイナブル・ファミリー

一部のファンドは、フィデリティ・サステイナブル・ファミリーの一部であり、高度なサステイナブル性の表明に特化した一連のファンドとなっている。このことは、該当するファンドの投資目的に注記されている。フィデリティ・サステイナブル・ファミリーのファンドはすべて、以下に詳述するフィデリティ・サステイナブル・ファミリーの枠組みを遵守する。ファンド固有の追加要件およびエクスクルージョンもまた、適用ある場合、該当する投資目的に記載される。投資運用会社は、フィデリティ・サステイナブル・ファミリーに属するファンドについても、随時、適用する投資プロセスを考慮して、追加的なサステイナブル要件およびエクスクルージョンを実行する裁量を有する。

#### フィデリティ・サステイナブル・ファミリーの枠組み

- ・ ファンドの純資産の70%以上が、サステイナブルな特色を維持しているとみなされる有価証券に投資される。
  - ・ 外部機関またはフィデリティ・サステイナブル・レーティングが提供する E S G 評価など、複数の異なる測定結果を組み合わせ、参照することにより定められる。適用される方法に関する詳細は、  
<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/> に記載されており、随時更新される。
- ・ ファンドの純資産の30%を上限として、上記の基準に基づくサステイナブルな特色を維持していないとみなされるものの、サステイナブル指標の改善を示す者であると証明される発行体への投資が認められる。サステイナブル指標の改善を示す者とは、フィデリティ・サステイナブル・レーティングのトラジェクトリーな見通しにより、サステイナブル指標の改善を示していると分類される発行体、または正式な実施計画の策定および実行を通じて改善の可能性を証明していると投資運用会社が判断する発行体である。この参照格付を決定するために用いられる基準は、漸次変更されることがあり、

<https://fidelityinternational.com/sustainable-investing-framework/>において適宜更新される。

- ・ ファンドは、基準に基づく選別と、投資運用会社が随時決定する特定のESG基準に基づく一部のセクター、企業または慣行の排除との両方を取り入れた、強化された原則に基づくエクスクルージョン方針を遵守している。
  - ・ 基準に基づく選別の対象には、投資運用会社が、一般に認められた国際的な基準（国連グローバル・コンパクトにおいて定められたものを含む。）を遵守して事業を営むことができていないとみなす発行体が含まれる。
  - ・ 排除の対象には、以下の事項のいずれかについてエクスポージャーまたは関係を有する発行体が含まれる。
    - ・ 問題性のある武器（生物兵器、化学兵器、焼夷兵器、劣化ウラン、検出不可能な破片、盲検レーザー、クラスター兵器、地雷および核兵器）
    - ・ 通常兵器（核兵器、化学兵器または生物兵器の性質を有しない武器）の生産
    - ・ 民間人への販売を目的とした半自動銃器の製造または半自動銃器の民間人への販売
    - ・ たばこの製造、小売、流通およびライセンス供与
    - ・ 石炭の採掘および発電。ただし、再生可能エネルギー事業からの収益比率が石炭事業からの収益比率を上回る場合、または発行体がバリ協定に整合した、承認された「科学に基づく目標」に基づく目的もしくは「排出削減推進イニシアティブ」シナリオに整合する目的に向けて、実効性のある取組みを行っている場合もしくはこれと合理的に同等の公的誓約を有効に実行している場合、かかる発行体は認可される。

投資運用会社は、より高度な選別のために最低収益基準を適用することがある。

- ・ 投資運用のプロセスを通じて、投資運用会社は、被投資対象企業がグッド・ガバナンス慣行に確実に従うことを確保する。

フィデリティ・サステイナブル・ファミリーは、「サステイナブル重視型」および「サステイナブル・テーマ型」という2つの投資カテゴリーのファンドを提供する。通常、サステイナブル重視型ファンドは、MSCI ESGレーティングおよびフィデリティ・サステナビリティ・レーティングを参照して、サステイナブル活動が同業者と比較してより活発な企業を積極的に選定することに努め、一方、サステイナブル・テーマ型ファンドは、サステナビリティ問題に対処することを目指し、長期的な投資展望のもとに、共通のテーマに関連して、セクター横断的に投資する。疑義を避けるため付言すると、両者とも上記の最低基準を満たすものとする。

## 別紙

## フィデリティ・ファンズ - ジャパン・アドバンテージ・ファンド

## 2. マスター・ファンドの投資方針

## &lt; 訂正前 &gt;

フィデリティ・ファンズ - ジャパン・アドバンテージ・ファンドは、主として日本の証券取引所に上場（これに準ずるものを含む。）されている日本株式の中で、フィデリティが割安な状態にあると判断する企業に投資を行う。

## &lt; 訂正後 &gt;

フィデリティ・ファンズ - ジャパン・アドバンテージ・ファンドは、主として日本の証券取引所に上場（これに準ずるものを含む。）されている日本株式の中で、フィデリティが割安な状態にあると判断する企業に投資を行う。

マスター・ファンドはアクティブに運用されている。投資運用会社は、マスター・ファンドの投資証券を選定する際、リスク・モニタリングを目的として、TOPIXトータル・リターン・インデックス（TOPIX Total Return Index）（以下「参考指標」という。）を指標とするが、これは参考指標の構成銘柄が、マスター・ファンドが投資を行う企業の種類を代表しているためである。マスター・ファンドのパフォーマンスは、参考指標に対応させて評価することができる。

投資運用会社は、参考指標について広範な裁量権を有する。マスター・ファンドは、参考指標の構成要素である資産を保有するが、他方で同社は投資機会を活用するため、参考指標には含まれず、かつ、参考指標とは加重平均の異なる企業、国またはセクターに投資を行うことがある。マスター・ファンドのパフォーマンスは、長期的には参考指標と相違するが、短期的には市況に応じて参考指標に近接することがある。